

開催ご通知

証券コード 4923

2026年8月26日

(電子提供措置の開始日

2026年8月21日)

株 主 各 位

京都府久世郡久御山町田井新荒見77番地

コタ株式会社

代表取締役社長 吉 田 茂 治

第47回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cota.co.jp/company-ir/general-meeting-of-shareholders>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、本継続会は、2026年6月19日開催の第47回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第47回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬具

株主総会継続会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2026年9月17日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
（開始時刻が例年の定時株主総会より1時間遅くなっておりますので、お間違えのないようにご注意願います。）

会場内外での製品展示等のイベント開催はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

2. 場 所 京都府宇治市折居台1丁目1番地
宇治市文化センター 宇治市文化会館 小ホール

会場が例年の定時株主総会会場と異なっておりますので、末尾の株主総会継続会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意願います。

3. 目的事項

- 報告事項 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

4. 開催にあたっての決定事項

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人の人数を1名とし、資格は当会社の議決権を有する他の株主様とさせていただきます。その際、株主様ご本人の継続会出席票とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら継続会出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。
従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載させていただきます。

第47回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2026年5月14日付「第47回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、決算関連手続きの完了に時間を要する状況となり、2026年6月19日に開催した第47回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において報告事項「第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件」（以下、「本報告事項」といいます。）について、本継続会を開催し報告するとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことについて、株主の皆様からご承認をいただきました。

今般、決算手続きが完了しましたので、本継続会を開催し本報告事項の報告を行うため、本継続会の開催をご通知させていただくこととなりました。本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

株主の皆様には、ご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、原材料・エネルギー価格の高騰や物価上昇による個人消費への影響が懸念される等、先行きは不透明な状況が続いております。

美容業界におきましては、美容室経営の二極分化が進んでおり、多くの美容室では来店客数の減少や客単価の伸び悩み、生産性の低下等、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては「女性は髪からもっと美しくなれる」というコーポレートスローガンのもと、美容室でのカウンセリングを通じて、来店客に対して付加価値の高いヘアケア提案を行っております。特に、ヘアケアの基本であるシャンプー及びトリートメントの主力ブランド「コタ アイ ケア」を中心に美容室での販売を推進することで、多くの「女性のキレイ」を髪から応援しております。また、創業精神である「美容業界（美容室経営）の近代化」をベースに、独自のビジネスモデルである「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」と「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」を引き続き展開し、美容室の業績向上に向けた提案や経営に関する支援を行っております。

売上高につきましては、店販戦略の主力である「コタ アイ ケア」の販売が好調に推移したことから、前期実績を上回りました。

売上原価につきましては、増収に伴う増加や原材料費の上昇等により前期実績を上回りましたが、販売費及び一般管理費につきましては、2026年3月27日に発生したランサムウェア感染によるシステム障害により営業イベントを中止する等したことから前期実績を下回りました。

また、特別損失にはシステム障害の対応費用として27百万円を計上しておりますが、当事業年度の業績に及ぼす影響は限定的でありました。

これらの結果、当事業年度につきましては、売上高は9,604百万円（前期比2.4%増）となり28期連続の増収（過去最高）、営業利益は1,995百万円（前期比8.9%増）、経常利益は2,065百万円（前期比12.6%増）、当期純利益は1,435百万円（前期比10.1%増）となりました。

なお、当社は美容室向けの頭髮用化粧品及び医薬部外品の製造、販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の内訳は以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目	前 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		当 期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)		増 減 額 (百万円)	増 減 率 (%)
		売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)	売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)		
トイレタリー	シャンプー・トリートメント等	6,854	68.8	7,295	71.2	440	6.4
整 髪 料	ローション・スプレー・フォーム・ワックス等	2,195	22.0	2,042	19.9	△153	△7.0
カ ラ ー 剤	ヘアカラー・ヘアマニキュア等	286	2.9	241	2.4	△45	△15.8
育 毛 剤	薬用育毛促進剤等	452	4.5	476	4.7	23	5.2
パ ー マ 剤	ウェーブ剤・ストレート剤・カーリング料等	99	1.0	105	1.0	6	6.6
そ の 他	販売促進用品等	81	0.8	84	0.8	2	3.4
小 計		9,970	100.0	10,245	100.0	275	2.8
売上高控除		△593	－	△641	－	△48	－
合 計		9,376	－	9,604	－	227	2.4

当社は、2つのミッションである「世の中の美容室を一軒でも多く近代経営に導く」と「世の中の女性を一人でも多く髪から美しくする」を実現するために、トイレタリーの販売を中心とした「店販」を推進しながら、美容室の経営改善システムである「旬報店システム」を軸とした美容室の経営コンサルティング（コンサルティング・セールス）を展開することで、成長・繁栄につながるさまざまな提案を美容室に行っております。

そのため売上高に占めるトイレタリーの割合は、同業他社に比べ高いことが特徴であります。

(2) 資金調達の状況

当事業年度は、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は75百万円であり、その主なものは製品製造設備（充填ライン）の更新、社用車の購入並びに測定機器の購入等であります。

なお、これらの所要資金につきましては、すべて自己資金で賄っております。

(4) 会社が対処すべき課題

美容業界におきましては、美容室経営の二極分化が進んでおり、多くの美容室では来店客数の減少や客単価の伸び悩み、生産性の低下等、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、独自のビジネスモデルである「トイレタリーの販売を中心とした店販戦略」と「旬報店システムを軸としたコンサルティング・セールス」を展開し、美容室の業績向上に資することができる当社にとっては、こうしたビジネス環境は追い風であると認識しております。この追い風を確実に当社の業績へつなげるべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人的資本の充実

会社が着実に成長し永続していくためには、次の世代を担う人材（後継者）の育成が不可欠であります。社内外研修の充実を図り、当社が目指す未来である「コタビジョン」を明瞭かつ的確に伝えるとともに、多様な人材を確保し、将来の会社経営を担う人材育成に一層努めてまいります。

② ビジネスモデルの徹底

当社の業績を支える根幹は、独自のビジネスモデルを通じた美容室の業績向上にあります。「店販」を戦術として、成長・繁栄につながるさまざまな提案を美容室に行うとともに、創業精神である「美容業界（美容室経営）の近代化」を共有できる新規旬報店の開拓及び既存旬報店の成長に努めてまいります。

③ 積極的なＩＲ活動の推進と投資家との対話

これまでのＩＲ活動をベースに、対象者、対象地域及び手法等を適宜改善しながら推進することで、投資家層への浸透を図るとともに潜在的株主の裾野を広げ、株主数の増加、知名度の向上につなげてまいります。

また、会社の意思決定の公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、主体的な情報開示と投資家との対話のさらなる充実を図ってまいります。

④ 非正規販売対策の推進

当社製品（シャンプー、トリートメント、整髪料等）は、美容室でのカウンセリングを通じた対面による店舗販売を原則とする製品であります。従いまして、正規取扱美容室を経由しないインターネットやフリマアプリ、小売店等での非正規販売では、お客様一人一人の髪の状態に適した製品を選択することができません。また、近年では定価を超える価格での販売や偽造品の販売等の事例も発生しており、このような状態を放置しては結果として当社製品のブランド価値の低下を招くとともに、美容室の業績及び消費者にも悪影響を与えることから、非正規販売を完全否定するための対策をより一層進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 44 期 (2023年3月期)	第 45 期 (2024年3月期)	第 46 期 (2025年3月期)	第47期(当期) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	8,804	9,136	9,376	9,604
経 常 利 益(百万円)	2,115	1,953	1,834	2,065
当 期 純 利 益(百万円)	1,560	1,349	1,304	1,435
1株当たり当期純利益(円)	52.07	45.51	44.58	49.27
総 資 産(百万円)	13,693	14,801	14,877	15,848
純 資 産(百万円)	10,177	11,039	11,207	12,086

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、期中平均発行済株式数は、自己株式を控除して算出しております。

2. 第47期（当期）の状況は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

3. 各期の1株当たり当期純利益は、2023年4月1日付の株式分割（1：1.1）、2024年4月1日付の株式分割（1：1.1）及び2026年4月1日付の株式分割（1：1.05）が第44期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6) 主要な事業内容

当社では、美容室向けの頭髮用化粧品及び医薬部外品の製造、販売を主な事業としております。

(7) 主要な事業所

- ① 本 社：京都（京都府久世郡）
- ② 支 店：仙台、東京（東京都渋谷区）、横浜、千葉、名古屋、金沢（石川県野々市市）、
京都、大阪、岡山、福岡、熊本、鹿児島
- ③ 工 場：京都（京都府久世郡）
- ④ 研究所：京都（京都府久世郡）

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比較増減	平 均 年 齢	平均在籍年数
男 性	243名	4名増	36.8歳	12.3年
女 性	152名	1名増	32.3歳	8.1年
合計または平均	395名	5名増	35.0歳	10.7年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時社員（無期契約社員及び有期契約社員）8名及び嘱託社員1名は含んでおりません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

2026年3月27日に発生したランサムウェア感染によるシステム障害への対応につきまして、「経営危機対策規程」に基づき「経営危機対策本部」を設置いたしました。経営危機対策会議を適宜開催し、外部専門家とも連携のうえ調査、セキュリティ強化対応及び再発防止策を迅速に進めております。

2. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 99,425,406株
- (2) 発行済株式の総数 27,748,085株（自己株式3,083,378株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 46,059名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,760,500株	6.34%
株 式 会 社 英 和 商 事	1,708,977株	6.15%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	874,000株	3.14%
小 田 博 英	862,033株	3.10%
斎 藤 三 映 子	705,910株	2.54%
片 山 正 規	686,403株	2.47%
小 田 将 博	644,558株	2.32%
西 角 亜 沙 美	644,558株	2.32%
加 藤 賢 二	624,239株	2.24%
大 成 化 工 株 式 会 社	621,403株	2.23%

- (注) 1. 当社は、自己株式3,083,378株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年3月19日開催の取締役会の決議に基づき、2026年3月27日付で自己株式2,103,200株の消却を実施いたしました。

また、2026年1月30日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付で普通株式1株につき1.05株の割合で株式分割を行っております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 田 博 英	株式会社英和商事代表取締役社長
常 務 取 締 役	廣 瀬 俊 二	
常 務 取 締 役	平 田 律 雄	総務部長
取 締 役	河 村 省 吾	ロジスティクス部長
取 締 役	吉 田 茂 治	営業第二部長
取 締 役	西 村 充 弘	広報・ＩＲ部長 株式会社英和商事取締役
取 締 役	沖 村 英 明	教育研修部長
取 締 役	原 正 和	弁護士 三露産業株式会社監査役
取 締 役	山 中 智 香	ウィズ・グロー代表
取 締 役	本 城 蓮 華	B A R K A M A L A 代表
取 締 役	大 沢 祐 子	Aurora Elementum代表
常 勤 監 査 役	荒 田 均	
監 査 役	田 邊 宏 嗣	公認会計士 税理士 株式会社ユニオンシンク監査役 株式会社アルテコ監査役
監 査 役	里 見 良 子	公認会計士 税理士 奈良県土地開発公社監事 公益財団法人神戸市スポーツ協会監事

- (注) 1. 取締役原正和氏、山中智香氏、本城蓮華氏及び大沢祐子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田邊宏嗣氏及び里見良子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田邊宏嗣氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役里見良子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役原正和氏、山中智香氏、本城蓮華氏、大沢祐子氏、監査役田邊宏嗣氏及び里見良子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役原正和氏、山中智香氏、本城蓮華氏、大沢祐子氏、監査役田邊宏嗣氏及び里見良子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 監査役村田智之氏及び竹仲勲氏は、2025年6月20日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
8. 2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
吉 田 茂 治	取 締 役 (営 業 第 二 部 長)	取 締 役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、故意による法令違反に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

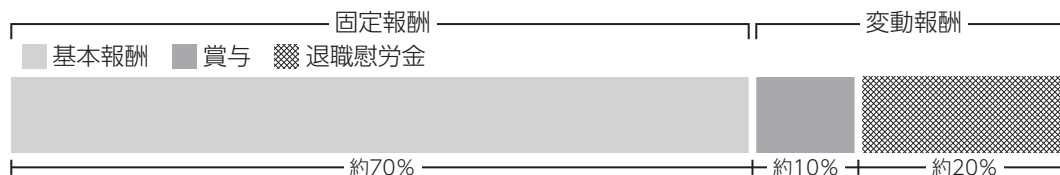
(ロ) 決定方針の内容の概要

当社における取締役の報酬等は、当社が目指す未来である「コタビジョン」を実践し、持続的な成長と株価及び業績との相関性を重視した報酬体系とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等の算定及び決定方法は、取締役会の委任に基づき、定時株主総会において決議された報酬額を上限として、常務取締役2名が各取締役の職責や成果、会社の業績に関する経営指標等を十分に勘案して報酬案を策定し、代表取締役社長小田博英が決定いたします。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当業務について評価を行う方法として最も適切であると判断したためであります。

取締役の報酬等の内容は、現金報酬を100%とし、固定報酬として基本報酬、変動報酬として賞与及び退職慰労金によって構成しております。

【報酬構成比率の目安】



a. 基本報酬

基本報酬は、取締役就任初年度に、本人の経験及び見識を勘案して決定いたします。その後は、売上高経常利益率及びＲＯＥ（自己資本当期純利益率）等の前期の業績のほか、各取締役の役位・職責・成果並びに従業員の昇給率等を総合的に勘案し、増額または減額を決定いたします。

b. 賞与

賞与は、基本報酬の２ヶ月分を目安として、売上高、売上高経常利益率及びＲＯＥ等の前期の業績のほか、各取締役の役位・職責・成果を勘案して決定いたします。社外取締役については、業務執行から独立した立場にあることに鑑み、基本報酬の１ヶ月分を目安として、期待される役割に対して職責を果たしているかを勘案して決定いたします。

また、支給の有無については、当期の売上高経常利益率１５％以上及びＲＯＥ８％以上（以下、「基準比率」といいます。）の達成を基準とし、代表取締役社長が決定いたします。

c. 退職慰労金

退職慰労金は、算出基準を定めた「役員退職慰労金規程」に基づいて決定いたします。その性質は、毎月の役員報酬の一部を積み立てるものであり、報酬の後払い的性格を有するものです。事業年度ごとの積み立て金額は、当該事業年度の基準比率の達成を基準として、次のとおりとしております。

- i 算出金額を全額積み立てた場合でも基準比率の達成が見込めるとき
算出金額を全額積み立てる
- ii 算出金額を全額積み立てた場合に、基準比率の達成が見込めないとき
基準比率を達成する範囲内で算出金額を各役員で按分して積み立てる
- iii 引当金の積み立てを行わずとも、基準比率の達成が見込めないとき
引当金の積み立ては行わない
- iv i～iiiの場合において、当該事業年度の決算が確定することにより引当金の積み立てに過不足があることが明らかになった場合は、これを翌事業年度の引当金に加算または減算する

なお、支給に関しては算出基準の範囲を超えて支給する功労加算金等の追加は行わず、不支給または減額とする場合があるほか、支給後に不支給事由に該当することが判明した場合は、支給された退職慰労金の全部または一部を返還しなければならないこと

を規定しております。

代表取締役社長により決定された取締役の個別の基本報酬は、月額として末日締、当月25日に支給いたします。賞与を支給する場合は、3月末日に支給いたします。退職慰労金は、株主総会決議後に「役員退職慰労金規程」の定めに従って支給いたします。

- (ハ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役の個人別の報酬等は、取締役会において決定した報酬の決定方針のとおりの手続き及び基準に従って支給されており、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2022年6月17日開催の第43回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は4名）です。

監査役の報酬は、2008年6月24日開催の第29回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (4名)	315,488千円 (22,642千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	22,101千円 (12,999千円)
合 計	16名	337,589千円

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の報酬等の額には、定額報酬のほか賞与39,940千円（うち社外取締役2,062千円、社外監査役1,282千円）及び当事業年度に繰入れた役員退職慰労引当金61,016千円（うち社外取締役2,940千円、社外監査役1,697千円）を含んでおります。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2025年6月20日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役原正和氏の兼職先である三露産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役山中智香氏の兼職先であるウィズ・グローとの間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役本城蓮華氏の兼職先であるB A R K A M A L Aとの間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役大沢祐子氏の兼職先であるAurora Elementumとの間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役田邊宏嗣氏の兼職先である株式会社ユニオンシンク及び株式会社アルテコとの間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役里見良子氏の兼職先である奈良県土地開発公社及び公益財団法人神戸市スポーツ協会との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 正 和	当事業年度に開催した取締役会17回のうちすべてに出席し、企業法務に精通した弁護士として、独立した客観的な立場に基づき、法的な面はもちろん倫理・道德面も含めた多面的かつ建設的な発言を積極的に行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	山 中 智 香	当事業年度に開催した取締役会17回のうちすべてに出席し、多くの企業の人材育成及び組織開発に携わるキャリアコンサルタントとして、独立した客観的な立場に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	本 城 蓮 華	当事業年度に開催した取締役会17回のうちすべてに出席し、L G B T Q問題に精通したトランスジェンダーとして、独立した客観的な立場かつダイバーシティの観点に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	大 沢 祐 子	当事業年度に開催した取締役会17回のうちすべてに出席し、サービス業における多くの事業の開発・再建に携わるコンサルタントとして、独立した客観的な立場に基づき、多面的かつ建設的な発言を積極的に行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
監 査 役	田 邊 宏 嗣	当事業年度に開催した取締役会17回のうちすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、当事業年度に開催した監査役会13回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	里 見 良 子	2025年6月20日就任以降の当事業年度に開催した取締役会13回のうちすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等から適宜必要な助言を行っております。 また、2025年6月20日就任以降の当事業年度に開催した監査役会10回のうちすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 監査法人和宏事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 上記報酬等の額には、ランサムウェア感染によるシステム障害の発生に伴い実施された追加の監査手続等に係る報酬3,000千円が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 代表取締役社長は訓示等で繰り返し遵法性確保の重要性や判断基準等を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、教育研修部が中心となり役職員教育を行っております。

(ロ) コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的を実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会及び会計監査人に報告しております。

また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接相談することを可能とするため、相談窓口を社内外にそれぞれ設けております。この相談窓口については、全役職員が常時閲覧可能な社内イントラネットに掲載することにより周知徹底されております。相談を受けた場合はその内容を調査し、その対応及び再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。

(ハ) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長及びコンプライアンス委員会に報告いたします。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。

取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを制定しており、環境、災害、品質、情報セキュリティ及びレピュテーション等に係るリスクについては経営危機管理規程及び経営危機管理マニュアルを制定しております。また、リスクが顕在化したときの対策については、経営危機対策規程及び経営危機管理マニュアルの定めに従い、迅速な対応を図ることとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等に定められた意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとっております。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役及び部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

(ロ) 内部監査室は、取締役及び監査役が支出する経費及び部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役社長、監査役会及び会計監査人に報告しております。また、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い、業務の適正を確保いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助するために、必要に応じて使用人を置くことができるものとしております。

なお、当該使用人の独立性確保の見地より、人事異動、評価、懲罰については監査役の同意を必要としております。

⑦ 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じて使用人を置き、当該使用人に監査役の指示による調査の権限を認めております。また、使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、代表取締役社長または取締役会に対して必要な要請を行うこととしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定することとしております。

(イ) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとしております。

- a. 重要な会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. その他コンプライアンス上重要な事項

(ロ) 使用人は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合及びコンプライアンス違反事項を認識した場合には、速やかに監査役へ報告を行うこととしております。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行われないよう規程を整備しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができることとしております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役の求めに応じて意見交換会を設定しております。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げません。また、必要に応じて法律・会計等の専門家に委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局及び弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(ロ) 整備状況

当社は、総務部を対応部署とし、警察当局及び顧問弁護士等と協力し、連携を図りながら社内イントラネット等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ取引契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を当該取引先と締結しております。

また、本社においては、京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当社の従業員に対し、コンプライアンスについて定例的な社内研修及び教育を行うことにより、法令及び社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に実施しております。また、当社は、総務部長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しております。

② 情報の保存・管理体制に関する取り組み

当社は、取締役会等の主要会議の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書管理規程その他の関連規程に基づき、法令等に準拠した適切な保存期間を設定し、文書その他の情報を適切に保存・管理しております。また、これらの情報については、すべての取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるようにしております。

③ リスク管理体制に関する取り組み

当社は、経営危機管理規程、経営危機対策規程及び経営危機管理マニュアルを定め、リスクの特定及び対応策の策定並びに定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、安全衛生委員会を中心として、全従業員に対し、火災や地震等の災害を想定した訓練を適宜行っております。

④ 取締役の職務の執行に関する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役 4 名を含む取締役 11 名で構成し、監査役 3 名も出席したうえで開催しており、月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しております。

⑤ 監査役の職務の執行に関する取り組み

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月 1 回の定時監査役会に加えて必要に応じ臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づいて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役会に出席するとともに取締役と対話を行い、内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役の職務の執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、主要な稟議書を確認し取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べ、監査の実効性を確保しております。

⑥ 内部監査の実施に関する取り組み

内部監査室は、内部監査実施計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

⑦ 反社会的勢力の排除に関する取り組み

新規の取引先との間における反社会的勢力排除の覚書の締結を徹底するとともに、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受け、反社会的勢力に関する情報の収集と共有を図ることにより、反社会的勢力との関係を遮断しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企画する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、そのうえで適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解、社会の動向も見極め、今後必要に応じて検討してまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な株主還元を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、株主価値の向上を図ること等を目的とした株式分割、自己株式の取得等については、市場環境や資本効率等を総合的に勘案したうえで実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、内部留保資金の使途につきましても、今後の事業規模の拡大や研究開発・工場設備への投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。

また、剰余金の配当につきましても、配当性向30%を目途として、継続的・安定的に実施できるよう努めております。

(5) 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、独自の「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を制定し、実行しております。

「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」は、当社が目指す未来である「コタビジョン」を構成する「コタベーシック」（経営の基本的な考え方）及び「コタプリンスipl」（事業活動の方向性・行動指針）をすべてのステークホルダーの皆様と共有し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的としております。「コタベーシック」は、「創業精神」と3つの理念である「創業理念」、「経営理念」、「基本理念」から構成されており、「コタプリンスipl」は、「2つのミッション」とそれを実現するための「独自のビジネスモデル」と「コーポレートスローガン」、それらを支える「製品」から成り立っております。当社は、「コタビジョン」に基づいたコーポレート・ガバナンスを充実させることで経営の健全性及び透明性を確保し、ステークホルダーの皆様からの期待と信頼に係る責任を十分に果たしながら、永続・発展できる企業を目指しております。

(6) ものづくり（研究開発・生産）の取り組み

当社では、極めて厳格な品質管理基準に基づき、研究開発から生産まで一貫した「安心・安全」、「高品質」かつ「高付加価値」なものづくりに取り組んでおります。

まず、研究開発面では「ネイチャー＆サイエンス」という考えのもと、自然のやさしさと科学の力を融合させながら、徹底したお客様目線で、ニーズに適った製品開発を日々追求しております。具体的には社内に設置している製品開発委員会及び研究部において市場動向、価格、原料、品質、コンセプト等を検討し、開発を進める体制をとっており、産学連携を含めた素材研究や基礎研究を通して、新たな製品開発に応用できる探索も進めております。

また、生産面では「人の目、人の手を活かしたものづくり」という考えのもと、安心・安全なものづくりにより、高品質な製品を市場に安定的に供給することで、当社や当社製品に対する信頼の向上に努めております。具体的には最新設備の導入等といったハード面の充実はもとより、「人の目」と「人の手」といったソフト面も大切にしており、生産設備と熟練した人の技術を融合させたものづくりに取り組んでおります。

当社では、上記の特徴を活かしながら、コーポレートスローガンである「女性は髪からもっと美しくなれる」を具現化した製品を、美容室を通じて提供し続ける方針であります。

計算書類

貸借対照表 第47期 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,895,549	流 動 負 債	2,456,829
現 金 及 び 預 金	6,050,705	買 掛 金	172,821
売 掛 金	1,657,928	未 払 金	947,759
有 価 証 券	50,000	未 払 費 用	218,255
商 品 及 び 製 品	1,558,901	未 払 法 人 税 等	593,000
仕 掛 品	36,139	未 払 消 費 税 等	132,628
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	480,612	賞 与 引 当 金	313,136
前 払 費 用	48,849	システム障害対応費用引当金	27,015
そ の 他	12,503	そ の 他	52,213
貸 倒 引 当 金	△91	固 定 負 債	1,305,121
固 定 資 産	5,953,058	退 職 給 付 引 当 金	49,972
(有 形 固 定 資 産)	(4,746,091)	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	818,931
建 築 物	2,224,356	資 産 除 去 債 務	262,118
構 築 物	82,664	預 り 保 証 金	174,100
機 械 装 置	240,282	負 債 合 計	3,761,951
車 両 運 搬 具	33,901	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	40,605	株 主 資 本	12,086,259
土 地	2,079,731	資 本 金	387,800
建 設 仮 勘 定	44,550	資 本 剰 余 金	330,800
(無 形 固 定 資 産)	(278,016)	資 本 準 備 金	330,800
ソ フ ト ウ ェ ア	40,418	利 益 剰 余 金	13,635,222
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	234,343	利 益 準 備 金	46,800
電 話 加 入 権	3,059	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,588,422
施 設 利 用 権	194	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	68,066
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(928,950)	別 途 積 立 金	4,100,000
投 資 有 価 証 券	232,616	繰 越 利 益 剰 余 金	9,420,356
長 期 貸 付 金	6,917	自 己 株 式	△2,267,563
長 期 前 払 費 用	9,081	評 価 ・ 換 算 差 額 等	396
差 入 保 証 金	241,439	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	396
繰 延 税 金 資 産	435,094	純 資 産 合 計	12,086,656
そ の 他	3,800	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,848,607
資 産 合 計	15,848,607		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,604,030
売 上 原 価		2,941,213
売 上 総 利 益		6,662,817
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,667,141
営 業 利 益		1,995,675
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	57,091	
そ の 他	21,988	79,080
営 業 外 費 用		
そ の 他	9,701	9,701
経 常 利 益		2,065,054
特 別 損 失		
シ ス テ ム 障 害 対 応 費 用	27,015	27,015
税 引 前 当 期 純 利 益		2,038,039
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	593,899	
法 人 税 等 調 整 額	8,459	602,358
当 期 純 利 益		1,435,681

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2025年4月1日 期首残高	387,800	330,800	311,683	642,483	46,800	71,021	4,100,000	9,771,730	13,989,551
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△554,989	△554,989
当期純利益								1,435,681	1,435,681
固定資産圧縮 積立金の取崩						△2,955		2,955	－
自己株式の取得									
自己株式の処分			20	20					
自己株式の消却			△1,546,724	△1,546,724				－	－
利益剰余金から 資本剰余金への 振替			1,235,020	1,235,020				△1,235,020	△1,235,020
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額 合計	－	－	△311,683	△311,683	－	△2,955	－	△351,373	△354,328
2026年3月31日 期末残高	387,800	330,800	－	330,800	46,800	68,066	4,100,000	9,420,356	13,635,222

計算書類

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日 期首残高	△3,812,430	11,207,404	466	466	11,207,870
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△554,989			△554,989
当期純利益		1,435,681			1,435,681
固定資産圧縮 積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△1,891	△1,891			△1,891
自己株式の処分	34	55			55
自己株式の消却	1,546,724	－			－
利益剰余金から 資本剰余金への 振替		－			－
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)			△69	△69	△69
事業年度中の変動額 合計	1,544,867	878,855	△69	△69	878,786
2026年3月31日 期末残高	△2,267,563	12,086,259	396	396	12,086,656

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月29日

コタ株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	平 岩	雅 司
業務執行社員	公認会計士	和 田	泰 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コタ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、2026年3月27日に当社においてランサムウェア感染によるシステム障害が発生いたしました。監査役会は、当社が原因を分析し、再発防止対策を策定・実行していることを確認しました。今後も当社の情報セキュリティ体制の強化と再発防止対策の実行及び進捗を注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月30日

コタ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	荒 田 均	㊞
社 外 監 査 役	田 邊 宏 嗣	㊞
社 外 監 査 役	里 見 良 子	㊞

以 上

株主総会継続会会場ご案内図

京都府宇治市折居台1丁目1番地

宇治市文化センター 宇治市文化会館 小ホール

○会場が例年の定時株主総会会場と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。



○同会場には駐車場がございますが、当日は大ホールでのイベント開催により満車となる可能性もございますので、公共交通機関をご利用ください。

[交通のご案内]

J R 「宇治駅」 からバス約5分／バス停「宇治文化センター」下車／徒歩約1分
京阪「宇治駅」からバス約10分／バス停「宇治文化センター」下車／徒歩約1分
近鉄「大久保駅」からバス約25分／バス停「琵琶台口」下車／徒歩約10分

